

資

料

4

東浦町都市計画マスタープラン策定委員会名簿

区 分	氏名	役職名等
委 員 長	柳 楽 榮	東浦町議会経済建設委員長
委 員 長 職務代理	神谷 英一	石浜地区コミュニティ推進協議会会長
委 員	水谷 武夫 (越智 八郎)	東浦町商工会会長
委 員	原田 茂俊	東浦町農業委員会会長
委 員	久米 光之	J Aあいち知多地域担当理事代表
委 員	外山 稔	森岡地区コミュニティ推進協議会会長
委 員	久米 弘	緒川地区コミュニティ推進協議会会長
委 員	戸田 宏和	卯ノ里コミュニティ推進協議会会長
委 員	原田 芳生	生路コミュニティ推進協議会会長
委 員	久米 清之	藤江地区コミュニティ推進協議会会長
委 員	竹川 美恵子	ひがしうら女性の会会長
委 員	堀田 信寿	愛知県建設部都市計画課長
委 員	吉野 伸夫	愛知県知多建設事務所企画調整監
委 員	鈴木 勇	住民（公募）
委 員	長坂 謙吉	住民（公募）

※（）内は、前任者

用語集

【あ】行	
アクセス	接近すること。また、近づく手段。
アダプトプログラム	「アダプト」とは「養子縁組する」という意味。町民と行政が協同で進めるまち美化プログラムのこと。企業や地域住民などが道路や公園など一定の公共の場所の里親となり、定期的・継続的に清掃活動を行い、行政がこれを支援する仕組み。
新たな公	中部圏広域地方計画により定義されており、「公」の領域を再検討し、地域づくり等の分野において、行政だけでなく、意欲と熱意のある企業、NPO、個人等を「新たな公」の担い手として位置づけている。
イノベーション圏	中部圏広域地方計画で定義しており、『中部圏はさまざまな価値を創造するものづくりの中枢圏域として、「世界をリードする産業・技術のイノベーション圏』』としている。
ウェルネスバレー構想	「あいち健康の森」とその周辺エリアを指す。この区域には、国立長寿医療研究センターやあいち健康プラザをはじめ、健康・医療・福祉に関する施設が多数立地しており、健康長寿分野において全国でも有数の集積地となっている。東浦町と大府市では、その大きなポテンシャルを有効に活用し、この地域に健康長寿に関する一大交流拠点を創るための検討を進め、平成21年3月に具体的な施設や土地利用の方針をとりまとめた「ウェルネスバレー基本計画書」を策定した。
NPO	Non Profit Organization の略で、民間非営利組織のこと。非営利すなわち営利を目的とせず公益的な市民活動を行う民間団体の総称。
温室効果ガス	地上から放出された熱を吸収して、地球の気温上昇の原因となるガスのこと。
【か】行	
合併処理浄化槽	し尿と台所、風呂、洗濯、洗面所などの生活雑排水を併せた生活排水を処理する浄化槽。
狭あい道路	道幅の狭い道路。
交通結節点(機能)	異なる交通手段を相互に連絡する乗り換え・乗り継ぎ施設。駅前広場やバスターミナルなど。
高齢社会	65歳以上の人々が総人口に占める割合のことを高齢化率といい、この高齢化率が14%を超える社会のこと。
【さ】行	
市街化区域	都市計画区域内で、既に市街地を形成している区域および概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域として、都市計画法第7条第2項に基づいて計画決定された区域。
市街化調整区域	都市計画区域内で、市街化区域に対して市街化を抑制する区域として、都市計画法第7条第3項に基づいて計画決定された区域。
自動車社会	モータリゼーション(motorization)ともいう。自動車が広く普及し、生活必需品化した社会。
集約型都市構造	都市圏内の一定の地域を集約拠点として位置づけ、集約拠点と都市圏内のその他の地域を公共交通ネットワークで有機的に連携させる都市構造。
親水空間	水や川に触れることで水や川に対する親しみを深めることができる場所。
ゾーニング	利用時様態などをいくつかのまとまりに分割すること。
【た】行	
地域高規格道路	高規格幹線道路(全国的な自動車高速交通網を形成する自動車専用道路)と一体となって自動車による高速交通網を形成する自動車専用道路、もしくは同様の規格を有する道路のこと。地域発展の中心となる拠点を連結する、地域の交流や連携を促進するなどの機能を有する道路。

【た】 行	
地区計画制度	都市計画法に基づき、住民の生活に身近な「地区」を単位として、道路、公園等の施設の配置や、建築物の建て方等について、地区特性に応じてきめ細やかなルールを定めるまちづくりの計画。
知多都市計画区域	都市計画区域は、都市計画を策定する場というべきもので、健康で文化的な都市生活と機能的な都市活動を確保するために都市計画法その他の法令の規制を受けるべき土地の範囲であり、自然的、社会的条件等を勘案して一体の都市として総合的に整備、開発又は保全する必要のある区域について愛知県が指定している。知多都市計画区域とは、半田市、常滑市、大府市、知多市、東浦町、阿久比町、武豊町、美浜町及び南知多町(一部)による都市計画区域。
地方分権	政治・行政において統治権を中央政府から地方政府に部分的、あるいは全面的に移管する事。
中心市街地	都市における地域の中心となり、人口が集中し、商業、行政機能が充実している地域。
町運行バス「う・ら・ら」	東浦町が住民の移動手段を確保するために運行する路線バス。
貯留浸透施設	雨水を一時的に貯めたり、地下に浸透させ、河川への流出量を抑制する施設。
D I D	Densely Inhabited District の略で、人口集中地区のこと。原則、国勢調査において、人口密度が 40 人/ha 以上の調査区が集合し、合計人口が 5,000 人以上となる統計地域。
低炭素型都市構造	都市活動などをコンパクト化することにより、自動車利用の一層の高まりや移動距離を少なくすることで、環境負荷の小さな都市構造。
低・未利用地	市街化区域内の農地や青空駐車場、空き地など。
特定都市河川	特定都市河川浸水被害対策法に基づき、指定される河川。都市部を流れる河川であって、その流域において著しい浸水被害が発生し、またはそのおそれがあるにもかかわらず、河道または洪水調節ダムの整備による浸水被害の防止が市街化の進展により困難なものうち、国土交通大臣または都道府県知事が区間を限って指定した河川。
都市機能	文化、教育、保健・医療・福祉、商業、工業などのサービスを提供する機能のこと。
都市基盤（整備）	道路、鉄道、河川、上下水道、エネルギー供給施設、通信施設などの都市施設や学校、病院、公園などの公共施設といった、町民の生活や産業活動を支える施設。（を整えること。）
都市計画運用指針	地方自治法第 245 条の 4 の規定に基づく国による「都市計画法」を運用するための地方公共団体への技術的な助言。
都市計画区域マスタープラン	平成 12 年 5 月に都市計画法の改正が行われた際に、第 6 条の 2 に「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」として登場。長期的な視点から住民に「都市の将来像」を示すとともに、市町村を超えた広域的な視点から、都市計画の目標や広域的、根幹的施設等主要な都市計画の決定の方針を示すもの。
都市計画道路	都市計画法第 11 条に基づき計画された道路。
都市公園	都市公園は、広義の公園又は緑地をいい、都市計画法第 11 条に基づき計画された公園等を都市計画公園という。
土地区画整理事業	宅地の利用増進と公共施設の整備改善を図るため、土地の区画形質の変更、公共施設の新設、変更を同時に行い、健全な市街地を形成する事業である。減歩と換地の制度により、公園、街路等の公共施設用地を生み出すところに大きな特色がある。
【な】 行	
ネットワーク	個々のつながり。網。
農地転用	田畑などの農地を宅地などの農地以外の目的に使用するために土地利用を変更すること。

【は】行	
パークアンドライド	都市部の交通混雑や環境負荷の緩和を図るため、自動車を郊外の駐車場に止めて、鉄道やバスに乗り継いで都心に入る方法。
バリアフリー	段差や仕切りをなくす等高齢者や障害者が日常生活をおくる上で不便なしょうがいとなっていること（バリア）を除去（フリー）し、全ての人々が安心して暮らせる環境をつくること。
フレーム	枠、骨組み。
ポテンシャル	可能性として持っている能力、潜在的な力。
【ま】行	
まちづくり三法	土地の利用規制を促進するための改正都市計画法、生活環境への影響など社会的規制の側面から大型店出店の新たな調整の仕組みを定めた大規模小売店舗立地法、中心市街地の空洞化を食い止め活性化活動を支援する中心市街地の活性化に関する法律の3つの法律を総称したもの。
【や】行	
ユニバーサルデザイン	ユニバーサル(普遍的な、全体という言葉)が示しているように、「すべての人のためのデザイン」を意味する。
用途地域	都市計画法の地域地区のひとつで、用途の混在を防ぐことを目的としている。住居、商業、工業など市街地の大枠としての土地利用を定めるもので、住居系が7種類、商業系が2種類、工業系が3種類の合計12種類がある。
【ら】行	
リサイクル	資源の節約や環境汚染の防止のために、不用品や廃物を再生して利用すること。